

「森林に関する政府間フォーラム（ＩＦＦ）」

最終報告書

～ Ｉ Ｆ Ｆ 行動提案 ～

（仮訳）

Report of Intergovernmental Forum on Forests on its fourth session

(New York, 31 January - 11 February 2000)

E/CN.17/2000/14

林野庁計画課海外林業協力室

国際連合

E/CN.17/2000/14

経済・社会理事会

Distr.: General

原文: 英語

持続可能な開発委員会 (CSD)

森林に関する政府間フォーラム

第8回セッション

2000年4月24日—5月5日

森林に関する政府間フォーラム (IFF)

最終 (第4回会合) 報告書

(ニューヨーク、2000年1月31日 - 2月1日)

(仮 訳)

目 次

．序論	．．．．．	1
．ＣＳＤから求められた件について	．．．．．	1
．考察		
．その他		
．採択事項		
．組織及びその他の事項		
Ａ 分科会の開催期日と期間		
Ｂ 選任		
Ｃ 協議事項及び組織作り		
Ｄ 出欠状況		
Ｅ 報告書		
付属参考資料		

（未訳）

．序論

1. 森林に関する政府間パネル（ＩＦＦ）のワークスケジュールは、国連の持続可能な開発委員会（ＣＳＤ）及び国連経済社会理事会（ＥＣＯＳＯＣ）に承認されたものである。ワークスケジュールは、３つのプログラムに分けられ４回の会合によって討論するものであった。
2. この指示により、ＩＦＦはプログラム要素 ～ に分けて４回の会合を行い、各議長によるＣＳＤの第８回会合への提案についてこれを了承した。
3. ＩＦＦは、第１回会合の報告書第１２章の対策も繰り返し講じた。第４回会合中に中心となり支援をいただいた各国政府に対して感謝を申し上げる。主なものは次のとおり。
 - （ａ）イラン共和国政府主導の下、低森林被覆及び特異な森林を有する開発途上国の専門家による国際会議を行った。
 - （ｂ）コスタリカ及びカナダ政府主導の下、ＩＦＦプログラム要素 で支援する全ての森林管理、保全及び持続的な開発を促進するための国際協定や仕組みを形成するプレゼンテーションを行った。
 - （ｃ）国連開発計画（ＵＮＤＰ）の支援とコスタリカ、マラウィ及びベトナム政府の協力により、森林に関する政府間パネル（ＩＰＦ）の実施を促すプレゼンテーションを行った。
 - （ｄ）トルコ政府の支援により、劣化した森林の回復に関するプレゼンテーションを行った。
 - （ｅ）オーストラリア政府の支援により、南太平洋地域におけるＩＦＦ諸問題に関するワークショップを行った。
 - （ｆ）スウェーデン政府の支援により、「緑の森林：持続的な森林管理によって得られる利益とそれを行うためのトレーニング」というテーマのプレゼンテーションを行った。
4. ＩＦＦは、各国政府、国際機関及び非政府組織に対してセッション中に様々な催し物やプレゼンテーションを実施していただき、これによってより一層討論の内容が深まり中身が濃くなったことに対して感謝申し上げる。
5. ＩＦＦは、ＩＦＦ事務局及び森林に係る国際機関により構成されるインターエージェンシー・タスクフォース（以下、ＩＴＴＦ）の事務方に対して討論におけるその働きと貢献に対して感謝申し上げる。
6. ＩＦＦは、ＩＦＦとその事務局に対して貢献を頂いた各国政府及び機関に対して感謝申し上げる。

．ＣＳＤから求められた件について

ＩＦＦは、ＣＳＤ第８回会合において以下の件の承認を求める。

ＩＦＦ第４回会合に関する討論事項

ＣＳＤ第８回会合は、ＩＦＦの求める次の付属書について承認する。

付属書

I F F のプログラム要素

プログラム要素

	パラ	ページ
. I P F の行動提案の実施の奨励と促進及び全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発における進捗についての総括、監視及び報告	・ ・ 1-19	3
A . 実施の奨励と促進	・ ・ 1- 9	3
B . 実施経過のモニタリング	・ ・ 10-19	5
. I P F の検討項目の中で更なる検討が必要な事項及びその他の事項	・ ・ 20-144	8
A . 財源の必要性	・ ・ 20-31	8
B . 貿易と環境	・ ・ 32-42	11
C . S F M を支援する環境的に健全な技術の移転	・ ・ 43-56	14
D . 今後さらに明確にする必要のある諸問題	・ ・ 57-129	18
1. 森林の減少・劣化の根本原因の究明	・ ・ 57-67	18
2. 森林に関する伝統的知識	・ ・ 68-75	20
3. 森林保全及び保護地域	・ ・ 76-90	22
4. 森林研究	・ ・ 91-98	25
5. 森林の生産物及び森林サービスの評価	・ ・ 99-107	27
6. 経済的手段、課税政策、土地所有権	・ ・ 108-115	28
7. 木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスの今後の需要と供給	・ ・ 116-122	30
8. 環境面で深刻な状況にある地域の森林被覆の評価、監視、再生	・ ・ 123-129	31
E . 国際機関、地域機関及び既存の取り決めにおける森林関連の作業	・ ・ 130-144	33
. すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発を推進するための国際的な取り決め及びメカニズム	・ ・ 145	36
付属書類: 森林に関する国際計画*	・ ・	36

. I P F の行動提案の実施の奨励と促進及び全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発における進捗についての総括、監視及び報告

A. 実施の奨励と促進

結 論

1. フォーラムは全提案の実施に対する各国政府、国際機関や他の参加者による約束を歓迎し、国や国々のグループまたは国際機関の主導による国レベルでの数多くの活動を評価した。また森林がもたらす社会的、環境的な恩恵に注目するとともにこれらの恩恵に取り組むという課題にも注目した。そして利害関係者の効率的な参加、制度上の取り決めの改善及び適切なコミュニケーションの方法と手段の必要性を強調した。
2. フォーラムは投資、国内及び国際的な資源の運用、そして発展途上国、とりわけ低開発国や低森林被覆の開発途上国については、ODAと通じた支援を含む適当な金融メカニズムや手段の必要性を強調した。
3. フォーラムは森林に関する政府間パネル(以下 I P F と云う)が定義する国家森林プログラムを、包括的かつ複数セクターにまたがる方法で、I P F 行動提案の実施を含め、森林セクターの事項に取り組む実行可能な枠組として位置づけた。そしてフィンランド、ドイツ、ホンジュラス、インドネシア、ウガンダ、英国の六ヶ国の主導による国別事例研究及びバーデン・バーデン・ワークショップとその結果に注目した。この主導は国家レベルでの行動や国あるいはそれ以下の単位での実施を支持するという I P F の提案を評価するものと判断された。この発議においては、国家レベルでの提案の適切性や優先順位を評価する際、国や利害関係者の多様性を認識し、有用な実行ガイドを作成している。但し、評価作業を促進するためには、このガイドの改訂が必要である。I P F の活動提案の実施を増進させるために、フォーラムは全レベルでの有効なフォローアップと長期的遂行の必要性を確認した。
4. フォーラムは I P F の行動提案が数多く、複雑でかつ広範囲に渡る重要な問題を網羅していることに注目した。フォーラムは持続可能な森林経営が長期的なプロセス、および目標であることを認識し、さらに国々が限られた期間では能力の増大、政策展開、作業計画、およびインフラの構築と維持に関し大幅な進展を示すことはできないと認識した。
5. フォーラムは、低森林被覆の開発途上国が I P F の提案を実施する際に、特別な注意に値する事を確認した。I P F の行動提案の中で定義されている低森林被覆の定義付けの進展を促進するために、本フォーラムは本件を先導する担当局として U N E P (国連環境プログラム)を指名した。また、G E F (地球環境ファシリティ)や「生物多様性条約 (C B D)」¹、「気候変動枠組条約」²、「深刻な干ばつまたは砂漠化に直面している国々 (特にアフリカの国)における砂漠化防止条約」³等、関連のある環境条約や国際金融機関に、低森林被覆の開発途上国の特殊なニーズの解明と熟慮を呼びかけ、I T T F と非公式のハイレベルな協議を行い、これら途上国の支援を行う際に業務を調整するよう求めた。

¹ 1992 年 6 月 国連環境プログラム、「生物多様性条約」(環境法・機関プログラム活動センター)参照。

² A/AC.237/18 (第 2 部) 補遺 1、訂正 1、付属書類 1

³ A/49/84/ 補遺 2、付属書類、付録

6. フォーラムは非公式でハイレベルな森林に関する I T T F のこれまでの活動に対し支持を表明した。そしてこの I T T F が、I P F/フォーラムのプロセスや非公式な各組織間の森林問題での調整に有効なことを確認した。そして将来的にも I T T F の活動が一層強化され発展されるべきものとした。

7. フォーラムは森林の国際協力プログラム(I C P F o r e s t s) のメンバー諸国による大気汚染物質の影響の継続的なモニタリングや「長距離越境大気汚染ジュネーブ条約」⁴で窒素、重金属、永続的汚染を扱う新議定書の作成、東アジア諸国間の酸性雨を監視する地域的な協力活動の開始に着目した。国際ネットワークに現在未参加の利害関係国に対しメンバー国の一部から援助の手がさしのべられたことに対しても感謝の意を表した。

8. フォーラムはまた、I P F の行動提案の実施に協力的であった近年の地域的、国際的イニシアチブに注目したい。このようなイニシアチブとしては、1998 年 3 月のアマゾン協力条約の参加国の環境閣僚により合意されたアマゾンの保護区域サブネットワークの強化、中央アメリカ森林条約の枠組内での近年の進展、国連食糧農業機関(F A O) の アジア、環太平洋、アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海諸地域の森林経営委員会の後援のもとで 1998 年 2 月インドネシア、1998 年 4 月セネガル、1998 年 6 月チリにて行われた I P F 提案の実施に関する地域ワークショップ、1998 年 7 月ヨーロッパで開催された森林保護閣僚会議、1998 年 5 月英国にて G 8 首脳により承認された G 8 アクションプログラム(G 8 とはアメリカ合衆国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、英国、カナダ、ロシア共和国の 8 ヶ国を指す)などがあげられる。

行動提案

9. フォーラムは、I P F の行動提案の実行には下記の事項がとりわけ重要であることに合意した。

(a) 豊かな財源を有する国際組織や国際金融機関など国際経済支援組織がアジェンダ 21⁵及び「全ての種類の森林経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的な合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明」(以下森林原則声明という)⁶の第 10 段落を考慮に入れた対策をとること。これは、資金、技術援助、国際的及び国内的なレベルでの環境的に健全な技術移転を結集する革新的な戦略や、既存のメカニズムや方法のより充実した活用を通じ、開発途上国、特に低森林被覆の国や低開発国における国家森林プログラムを支援することが含まれている。

- (b) 関係諸国による I P F の定義した国家森林プログラムの統合的な取組み、また、国際機関と協力した I P F の行動提案や生物多様性条約、深刻な干ばつまたは砂漠化に直面している国々(特にアフリカの国々)における砂漠化防止条約、気候変動枠組条約で整理されている森林関連の業務の実施の促進。
- (c) 国々や国際機関による、活動、取組、連携の構築や強化。例えば長期の政治的活動や、適切で効果的、持続的で信頼性の高いドナー(支援)機関からの援助、民間セクター及び大手グループの参加を促すようなパートナーシップ協定を含む。また、特に低開発国や低森林被覆の国々という開発途上国のニーズを満たす O D A の特別な役割の認識も含む。
- (d) 全ての関係国による I P F の行動提案の系統的評価及び各国独自の持続可能な森林経営を目的としたプロセスを考慮に入れた系統的实施計画。
- (e) 各国が I P F の行動提案を国家森林プログラムや国内の政策を考慮に入れて調整し、全ての関係者の参加のもとに実施すること。持続可能な森林経営を効率的に実施するには、明確な目標と基準を掲げることが大切であること。セクター間の計画、協力、実施及び十分な資源の割り当てなどを実現させるには、常に政策の枠組みを再検討することが求められる。
- (f) 関係者全ての参加を含め、I P F の行動提案の実施や評価を監督、調和させるための基点を各国に設置すること。
- (g) 開発途上国や I P F の行動提案を履行する場合、必要に応じ経済を変える必要のある国に対し、国際的共同体による援助が必要である。行動提案の実施を支援するような方向づけの枠組みとして、国家森林プロジェクトを活用すること。能力開発、参加型メカニズム及び革新的な金融制度の構築には、この種の支援が特に必要とされていること。

⁴ 1979 年 長距離越境大気汚染条約及びプロトコル (国際連合発行、販売 N o . E . 9 6 . . E . 2 4)

⁵ U N C E D (国連環境開発会議) 報告書第一巻 1992 年 6 月 3 日 ~ 14 日 リオデジャネイロ会議で採決された決議 (国際連合発行、販売 N o . E . 9 3 . 1 . 8 および訂正) 決議、付属書類

⁶ I b i d . , 付属書類

B . 実施経過のモニタリング

結 論

10 . 森林に関する政府間フォーラム(以下 I F F と云う)はデータ収集、モニタリング、評価、報告には様々な局面があることを認識した。ひとつの局面は、I P F の行動提案の実施経過を既存の、そして適当な場合には新しい法令、政策、計画の見地から評価することであ

る。別の局面は全ての種類の森林やあらゆる状況の森林の経営、保全及び持続可能な開発の進行評価と持続可能な森林経営の基準・指標を最大限活用することである。I F F はまた国家レベルでの基準・指標の実施や経過の評価は、財源や技術的資源を含む条件やメカニズムに依って左右されることを認識した。見直し、モニタリング、報告の第一の意義と有益性は国家レベルのものである。時宜を得た、正確かつ国際比較ができ、関係者全てにとって透明性が高く、入手しやすいように努力がなされるべきである。

- 1 1 . データの収集、評価、モニタリング、組織化、報告、普及には、多大の経費と制度上の相当の受け入れる能力が必要となってくる場合がある。従って、重複を避けるために適当な場合には、国際機関や取り決めの既存の報告システムを使用し、場合によっては既存のモニタリング、報告システムを融合させる努力が必要となる。
- 1 2 . 政策の効果や持続可能な森林経営の進展状態の判定や報告を行うことや行動すべき優先分野を明確にするためには、森林の状態を定期的にモニタリングする必要がある。そのためには、国家レベルでの、制度的、技術的、人為的能力の構築、強化が必要とされる。モニタリング、評価、報告活動は国家森林プログラムに統合されるべきである。国家レベルの能力強化の方法は実用的かつ採算性のとれたものでなければならない。
- 1 3 . 国家間や国家と組織間の協力、調整、パートナーシップは能力開発に貢献する。その意味で開発途上国が見直し、モニタリング、報告の能力を強化するためには、資金および技術援助プログラムや技術移転をより優先させることが求められる。
- 1 4 . また国や国際レベルでの主要コンセプト、定義、条件の共通理解を深めることと、地域及び国際規模でのデータの集積を可能とするためにデータの共通性の強化が必要とされる。これにより、国際的な取り決め、多国間組織、様々な地域及び国際的な基準・指標プロセスにより求められている森林についての見直し、モニタリング、報告を国々が作成する手助けとなる。
- 1 5 . 全ての種類の森林の状態と傾向に関する見直し、モニタリング、報告及び持続可能な森林経営の進展評価にとって、持続可能な森林経営の基準・指標は重要なツールである。例えば持続可能な開発委員会への F A O の世界森林資源評価、自発的な国家報告や、国家森林プログラムの報告、世界森林状況の報告における基準・指標の適用結果を合体させることは全ての種類の森林の経営、保全、持続可能な経営の進展を評価する上で有益な基礎を提供する。

行動提案

- 1 6 . I F F はこの範疇に関する I P F の行動提案を想起した（特に E / C N . 1 7 / 1 9 9 7 / 1 2 , 1 7 (g) , 1 7 (i) 、 7 0 (e) 、 7 7 (f) 、 7 8 (b) 、 7 8 (c) 、 1 1 5 (a) 、 1 1 5 (b) の各段落）

17. IFFは以下の事項を各国に奨励した。

- (a) 森林に関する国際レベルでの統合情報の基礎となる全ての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発についての国家的情報を準備すること。国レベルの報告活動の能力開発や実施にあてるための十分な財源を国内的及び国際的に常備すること。
- (b) 政府や関係者グループの地域レベルが、評価及び情報収集に重要な役割を果たすことから、持続可能な森林経営の実施の進捗についての見直し、モニタリング、報告に必要な森林関連の情報を政策立案者や関係者グループにとって広く利用可能とする。
- (c) IPFの行動提案の実施の報告を、持続可能な開発委員会(CSD)第8回会合において森林に関する報告として行う。適切な場合には、提案の適合性や行動の優先順位を評価するプロセス、参加組織や関係者グループを考慮し、また進展のあった状況や新たな行動が着手されうる分野を確認する。
- (d) 国際組織の支持のもとに、持続可能な森林経営の基準・指標の更なる発展及び実施を行い、国家の森林の状態及び全ての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発の進捗状況についての見直し、モニタリング、報告等の基礎として活用する。
- (e) 情報収集や報告は経費のかかる行動であるため、開発途上国が森林についての自国の情報や報告をする際、ドナー(支援)組織に対し開発途上国を援助するよう奨励する。

18. IFFは、ITTFのメンバー機関や他の関連する国際機関や地域機関に対し、国家情報の収集や統合について正確な報告を促進するために各国の助言を求めること。その目的は、国々が統合された情報を確認し、データ収集や報告の総合的な結果に対し有益なフィードバックを行うことと、政策立案者や関係者グループに対して、それらの情報を広く活用出来るようにすることを奨励した。

19. IFFは国々やITFFメンバー機関や他の関連する国際機関や地域機関に対し以下の事項を奨励した。

- (a) 確実にタイムリーなデータを求める森林関係の国際機関や組織からの多種多様な要求に応じるために、協調性・採算性のある、包括的な報告形式を開発すること。国の負担を減らし、タイムリーな報告とその一貫性を強化するために、非木材製品、森林資源やサービス、森林の生産物の国内外における競争力などの環境、社会、経済機能に関する指標を含む持続可能な森林経営に関係する基準・指標についての情報をその報告様式に組み入れることが必要である。
- (b) 各国間及び国際機関や組織間の調和や協力パートナーシップを効率的なものに改善すること。その目的は開発途上国が周期的に、かつタイムリーに持続可能な森林経営に関する情報を収集、見直し、統合、活用する能力を増大させるためである。

． I P F の検討項目の中で更なる検討が必要な事項及びその他の事項

A．財源の必要性

結 論

- 20．I F F は資金援助に関する I P F の行動提案の適切性と有効性を再度訴えた。特に多くの開発途上国において、全ての種類の森林の効果的な経営、保全や持続可能な開発のためには、国内外、公私両方のあらゆる方向からの資金援助の大幅な増加が必要とされる。同様に、入手できる資源や既存のメカニズムの効率や効果を強化させることが重要である。低森林被覆の国や特に後発開発途上国等開発途上国には、森林の生産物や森林サービスを持続的に満たしたり、森林を持続可能な経営を行うため、そして時には森林被覆を拡大するため、資金協力における特別な配慮を必要とする。
- 21．持続可能な森林経営(以下 S F M とする)の促進には、あらゆる方面からの投資の拡大が必要であることを I F F は認識した。S F M のための財源を新規に開拓、または既存の組織からの増額を図るには、森林に対する公共の財政投資の必要性の増大を呼び掛ける革新的な戦略と、S F M の民間投資に魅力的かつ適切な政策を生み出す環境づくりが必要となる。S F M 政策の掲げる目標を実現させるには、持続可能な森林業務を有益な活動として達成させること、またその一方で、持続不可能な森林伐採活動を抑制することの利益を認識することである。国内の公共及び民間の各機関に関しては、S F M に対する必要な再投資を要請する一方で、森林関連の生物資源を含む持続可能な生産による森林の生産物や森林サービスの収入増大をはかる必要がある。
- 22．民間セクターからの S F M に対する投資は、政策や市場の不完全性から生じる要因や、長期の輪作期間や収益、費用が不均等に発生することによるリスクや不安定要因など林業特有の要因によって概して抑制されている。長期的には、S F M が財政面で自活できる可能性はあるが過渡期の段階ではしばしばつなぎ融資が必要とされる。
- 23．公共及び民間セクターの資金源としての役割は明瞭だが、あくまでも補足的なものであり、S F M の資金戦略を考える上で他の財源と組合せて考慮されるべきである。しかし、民間セクターの投資を O D A を含む国際公共投資の代用とみなしてはならない。S F M への過渡的段階において国内外の公共投資の役割は補足的なものである。なかでも公共セクターの資金の用途は、例えば森林の環境、社会、経済機能の増強促進である。一方、民間セクターの用途は国の政策や規則と一貫性を持ちつつ財産づくりと市場づくりを行うことにある。S F M の資金において、民間セクターの財源の役割を拡張するのは望ましいことである。民間セクターの財源の運用には、適切な法的、あるいは組織的な枠組みやインセンティブについての規定等の S F M を可能とする条件をつくるために政策調整がしばしば必要とされる。開発途上国の場合は、国の優先事項をふまえた上での能力強化、民間セクターの投資のてこ入れ、環境的に健全な S F M のためのプロジェクトやプログラムへ資金をあてがうために、O D A を含む国内外の森林に関する公共投資が必要である。

24．森林セクターへの資金投入は、国家森林プログラムやイニシアチブの開発や実施を支持し、またそれらと一致するものでなければならない。その意味で、国内の財源の割当や森林に関する活動のため利用しうるODAのプログラムを作る際には、SFMは優先事項の一つと見なされるべきである。

25．全ての財源をより一層能率的かつ有効に活用するには、透明で効率的な経営制度や関係者の取込み、その参加がより強化されることが求められる。SFMに対する既存および新規の国際公共投資を適切に併合・活用するためには、十分な組織的な能力が必要不可欠である。従って開発途上国における経営組織の能力の強化と補強のためには国内的、および国際的な財源の準備が必要とされる。

26．国や協力パートナーがSFMの支援に焦点を定めた活動を行うには、全ての方向からの資金流入や金融メカニズムに関する、タイムリーかつ関連のある情報を得ることが効果的である。従って、採算のとれた、効率的な情報システムの開発が必要とされる。各方向から投入される資金流入の役割の理解を深め、SFMの効率的な達成を確保するために、国別ケーススタディを活用してもよい。

27．既存の国際金融機関や金融プログラムの権限や枠組みと関連し、SFMを支持する国際金融機関の設立に関する提案について熟考された。この点に関しSFMへの移行期間中の追加経費を支援するため、森林のための国際基金の設立が提案された。そしてこの種の国際金融の取り決めまたはメカニズムには以下の条件がふさわしいとされた。

- (a)財源提供者や受益者が関連事項の決定に参加できること、
- (b)国家のニーズに応じ、国家森林プログラムを支援すること、
- (c)SFMの促進に際し、森林の外部性の内部化を促進すること、
- (d)国の金融機構を設立または連携させること、
- (e)透明で効率的な経営を行うこと、
- (f)関連する多国間協定における金融機構を補足すること、
- (g)確実に、持続可能な資金供給源を有すること。

しかしながら、森林のための国際基金設立には留保の声もあった。

28．SFMへの民間セクターの投資を運用するための国際投資促進団体のコンセプトをさらに検討することには意義がある。このような団体は既存の機関に統合されればよく、新たな組織を作る必要はない。SFMへの投資を促進するために、このような投資促進団体は公共及び民間セクター間の情報、能力開発、技術移転、融資に関する活動の仲介と支援を行うことができる。SFMのための国際的な金融・投資促進機構は、独立したものであっても補足的、かつ、相互に補強しあう存在となりうる。

29．IFFは、先進国が同意したように、国民総生産のうちODAに0.7%を割り当てるという国連の目標値に一刻も早く到達するため引き受けた約束を実施するべきであるとした。

行動提案

30. IFFはこのプログラムエレメントのIPFの行動提案（特に、E/CN.17/1997/12、パラ67～71）を想起した。そして各国や関係のある国際組織に対し、以下の事項をよびかけた。

- (a) SFMのための財源の増加及び利用できる資源の有益性、能率性を改善する努力を強め、開発途上国の森林セクターへの資金援助の方向づけ、優先化、強化の柱として国家森林プログラムや他の統合プログラムを活用すること。
- (b) 低森林被覆の国や低開発という開発途上国が、森林の生産物や森林サービスについてのニーズを持続的に満たし、森林の持続可能な経営を行い、また場合によっては森林被覆を拡大できるように、これらの国々に資金協力における特別の配慮を行うこと。
- (c) 適切な枠組の中に安定した透明な投資環境を供給することで、SFMへの民間投資を促し、さらに森林からの収入源をSFMに再投資することを奨励する。
- (d) 信頼出来る情報にもとづいて適切な政策決定を行うために、森林セクターへの資金流入のデータを組織的に集計分析する活動を引き受けること。
- (e) 投資促進団体の事業活動が実現可能かどうかを決めるには、その団体が活動する機能と活動状態、および既存の金融機構との関係を考慮に入れながら調査すること。

31. フォーラムは以下の行動提案に関し討議したが意見の一致には至らなかった。

- (a) SFMを促進するために、新規のものや、効率的に改善された金融機構をさらに調査、確認、開発し続けること及び既存の機関の革新的な活用の可能性及び結果をさらに探求すること、その際森林関連の生物資源を含むあらゆる製品やサービスを考慮にいれて、またそのような機構についての経験や情報を共有しながら行うこと。
- (b) SFMの過渡期に発生する追加経費を援助するために、国際森林基金を創設すること。
- (c) GEFのようにその権限が一貫しているような既存の機構を最大限に活用し、その領域を拡大または見直しして、今まで以上のSFM活動への融資が可能かどうかを探ること。
- (d) 関税の段階的引き上げや他の保護処置等の国際的制約を十分に考慮に入れた上で、生物資源や森林の生産物の国際貿易なども含め、森林の生産物や森林サービスの評価などの総合的な研究を行う必要性を判断する事。

B . 貿易と環境

結 論

- 3 2 . 全ての種類の森林の経営、保全と持続可能な開発の達成は、相互支援的な貿易や環境政策によって効率的に促進される。貿易と環境についての政策が特定の目的を持っていることを考えた場合、取引パートナーを含む政策決定者は、特に貿易または全ての種類の森林の持続可能な経営に逆効果のある政策を避けなければならない。そして持続可能な経営がなされている森林からの木質系森林生産物及び非木質系生産物やサービスの貿易に貢献するべきである。発展途上国が社会経済の発展や環境保護を必要としていること、とりわけ貧困の緩和を考慮に入れる事が重要である。
- 3 3 . S F Mによって木質系及び非木質系の森林生産物の国際貿易が受ける影響は、建設的な面と消極的な面の両面を有する。貿易の自由化は、もしも健全な環境政策や社会政策が伴った場合には、資源への付加価値を与え、経済発展の促進、貧困の軽減、環境の劣化の緩和等に貢献する可能性を持つ。しかし、貿易の自由化によって、国際貿易規則と一貫性を持った国内の環境基準や衛生基準が害されるようになってはならない。S F Mに対し、貿易政策が与える建設的、消極的影響の両方を各国は研究するべきである。ウルグアイラウンドによって、森林生産物に影響を及ぼす関税が相当に圧縮された。特に付加価値製品の市場参入を妨げるような残存し明らかになった貿易制限に対しては特別な配慮がなされるべきである。S F Mの促進を意図とする貿易措置は国際貿易の独断的な不当差別や、姿を変えた制限であってはならない。
- 3 4 . I F F は、森林経営の自主的な認証や森林生産物のラベリング制度が、S F Mの促進及び市場における森林の生産品や森林サービスの差別化に貢献できる可能性について認識した。しかし、このようなプログラムの有効性について結論を下すには、さらに実用面での経験の積み重ねが必要とされる。また、このような制度が不適当に作成されたり、不透明に適用された場合、市場参入への不当な障壁となりかねない。中小規模の森林所有者や企業、とりわけ発展途上国の森林所有者や企業にとって、認証・ラベリング制度は、極端に費用のかさむ可能性もある。これらの問題に関連して I F F は世界貿易機構(W T O)の自主的なエコラベリング制度の活動に着目した。認証・ラベリング制度が増加すると各国や諸地域の多様な情勢を念頭に入れながら、I P Fの推奨に沿って、これらの制度が国際的に比較できるほどのものになるよう、また対等性を持つようさらなる協力業務が必要になってくる。
- 3 5 . 森林の生産物、森林サービスやその代替品は、全てのコストの内部化を通じた、適正な評価が必要であるが、逆にこのことによって、これらの生産物やサービスの競争力を左右することにもなる。国はそうした背後関係を踏まえ、森林経営や経済発展の評価を分析するべきである。国はまた、森林生産物、森林サービス及びその代替物について、森林セクターの効率性や持続可能性の改善により生ずる潜在的費用や利益を考慮に入れながら、全てのコストを内部化する政策を履行するべきである。

- 36．森林生産物とその代替物が生成から分解にいたるまでにどのくらい環境に影響を与えるかとの分析研究がある。それによると、前者の方が好ましいとされているが、このような分析をさらに行う必要がある。
- 37．森林関係の生物資源を含む木質系および非木質系の森林生産物の違法貿易の増大は、生態系への被害、生物多様性の損失、政府、森林所有者と地域及び/または先住民社会の収益の損失、森林の生産物と森林のサービスの市場のゆがみにつながるため大変深刻な問題である。最終的にはその廃絶を目ざす違法貿易の減少のため国レベルの政策や国際協力が重要である。
- 38．最近の金融危機により引き起こされた森林生産物市場の変動に伴い、S F Mのための方策を継続して実施することは果たして可能かとの疑問があがっている。それと同時に、そのような方策の必要性が増していることも確かである。S F Mを推進する努力が予期出来ない事象により受ける長期的な影響についての調査とモニタリングが必要である。このような状況から短期的市場変動の影響を最小限に押えるために、S F Mの推進には長期的視点に基づく政策が必要とされる。
- 39．低森林被覆の開発途上国や小さな島々からなる国々は、地元の森林生産物や森林サービスへのニーズに応じ森林セクターを育成するという特殊な問題を抱えている。これらの国々は自国の森林生産物や森林サービスのニーズに対応するために多くの分野で他国に依存している。その種のニーズを満たすためには貿易は必要不可欠であり、これらの国々が森林セクターの拡張及び再生するには、国際経済や国際貿易政策が重大な影響をもたらすだろう。
- 40．持続可能な経営のなされた森林からの生産物・サービスを含む森林生産物と森林サービスについての市場アクセスの改善には、市場の透明性の増大が不可欠である。⁷ この意味で民間セクターの役割はきわめて重要であるが、市場の透明性を改善するためには利害関係者全ての関与が必要である。森林生産物、森林サービスとその代替品の貿易、及びS F Mの生産者側と消費者側との間の相互理解が深まれば、森林生産物、森林サービスやその代替物の需給に関し確実に選択肢が広がる。

行動提案

- 41．I F FはI P Fの貿易と環境に関する行動提案の実施の重要性について強調した。より効率的な実施のために、I F Fは以下のことを求めた。
- (a) 貿易相手国を含む関係諸国に対し、持続的経営が可能な森林からの木質系および非木質系生産物やサービスの貿易の実現に貢献することを求め、特に貿易またはS F Mに否定的な影響を及ぼす政策は避けるような政策及び行動をとるよう要請した。

- (b) 関係諸国、W T O⁷を含む国際機関や他の関係者に対し、国家的、地域的情勢の多様性を考慮に入れながら他の国際的制度との比較と同等性の検討を行う一方で、I P Fの推奨に即した自主的認証、またはラベリング制度の協力作業をさらに推進するよう強く呼びかけた。そしてその計画が国際的な責務と一貫責任を担いながら、S F Mを促進し、十分な透明性と被差別を保証するように設計・実行され、市場アクセスの障壁につながらないものである事を要請した。
- (c) 各国に対し、森林経営や経済発展について全てのコストの内部化を分析し、森林生産物、森林サービス、その代替品について全てのコストの内部化を行う政策を実施することを要請した。
- (d) 森林生産物やその代替品が環境に与える影響について総括的なライフサイクル分析をさらに進めるよう、関係諸国、国際機関その他利害関係者に対し要望した。
- (e) 全ての利害関係者に対し、民間セクターの役割を考慮に入れながら市場の透明性の向上と森林生産物、森林サービスやその代替物の需給に関し、生産者と消費者の責任ある選択を呼びかけた。
- (f) 各国に対し、森林に関する生物資源を含む木質系・非木質系の森林生産物の不正貿易の撲滅を目標に、その軽減のための国家レベルの適切な活動と国際協力の推進を呼びかけた。
- (g) 各国に対し、最近の地域的な金融危機のような短期市場変動による悪影響を最小限に押さえるため、S F Mのための政策を長期的観点の立って立案するよう強く要請した。
- (h) 低森林被覆であり、脆弱な森林生態系しか無い国々や小さい諸島からなる国々にとって、森林生産物や森林サービスの国内ニーズを満たす上で、また、森林セクターの拡張または再生を進める上で、森林生産物の輸入がいかに重要であるか認識することを要請した。

⁷ フォーラムは、「持続可能な経営による森林からの生産物・サービスを含む」と云う表現について、討議はしたが合意には到らなかった。

⁸ フォーラムは、W T Oに関する特定の引用について、討議はしたが合意には至らなかった。

4 2 . フォーラムは次の行動提案について討議はしたが合意には到らなかった。

「特に付加価値のある森林生産物の市場アクセスを妨げるような既存または新規の貿易規制の撤廃に特別の注意を払いながら、貿易の自由化に向けての関係諸国並びにW T Oの継続的努力に対し支持を表明した。」

C．SFMを支援する環境的に健全な技術の移転

結 論

- 43．I F F は全ての種類の森林の経営、保全、並びに持続可能な開発を支持する、環境的に健全な技術の移転にとって、森林原則声明、アジェンダ 21 の 34 章、アジェンダ 21 のさらなる実施のためのプログラム（国連総会決議 S - 19 / 2、付録）、C S D 第 6 回会合の採択決議 6 / 3 の重要性について繰り返し主張してきた。I F F は S F M と技術移転、能力開発、機関の設立、公共・民間機関からの投資・融資との間には強い関連性があることを力説した。
- 44．I F F は、技術移転によって S F M 上の全ての抑制要因を軽減することはできないが、環境的に健全な技術へのアクセスと利用方法の改善が S F M の強化に大きく貢献する可能性がある事を強調した。実際、S F M やそれへの投資に好適な政策環境や方策を取ることは、技術の利用、あるいはこれを適切に応用するのと同程度に重要な事柄である。
- 45．環境的に健全な技術の開発、移転、普及を通じての技術協力をすすめるにあたり、公共及び民間セクターの重要だがそれぞれが異なった役割貢献を認識し、さらに技術協力を可能にする政策づくり、法的・組織上の枠組を確立し育成するよう政府の役割を強調すること。
- 46．I P F の第 4 回会合報告書(E / C N . 17 / 1997 / 12、パラ 17 (a) 参照) に述べられたように、国家森林プログラムは、S F M と森林生産物の加工を支援する、環境的に健全な技術の開発、移転を促進するべきである。利害関係者を森林関連の技術開発に参加させること、国の法律に沿った技術やノウハウの効果的な適応や使用を研究機関、大学、企業、先住民、地域社会、非政府組織を含む公共・民間セクターの連携を通じ促進するべきである。
- 47．特に先進国においては、S F M を支援する環境的に健全な技術が多種多様に存在する。これらの技術の効率的な選択、移転、適応、利用に必要な政策、行動、投資の種類は、技術の種類にもよるが、地域の情勢、使用目的を変化させる。これらの技術は、全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発の中で示されているように、需要に基づくとともに、S F M のための国レベルの優先事項にそったものであるべきであり、また国家森林プログラムに反映させるべきものである。I F F はまた国際的な共同体が特に発展途上国に対して、環境的に健全な技術や関連ノウハウへのアクセスや移転を奨励、促進し、そして適切な場合には投資するべきであると強調した。その際は知的所有権の保護やアジェンダ 21 の実施に際し開発途上国の特別なニーズを考慮し、相互の譲歩・特恵的待遇をふくむ好意的条件の呈示が必要であるとした。
- 48．技術のニーズやその適切性を包括的に評価する努力はこれまで十分ではなかった。多くの国々、特に開発途上国においては技術の環境に対する健全性、経済的な持続性、社会的影響の評価能力を高める必要がある。

- 49．低森林被覆の開発途上国は、特に土地再生のための植林、劣化した森林や既存の、またはしばしば特殊な森林についてのSFMのための再植林や復元を可能にする技術を必要とする。
- 50．ODAを通じ「南北」間の技術移転のための投資や支援を行う機会が存在する。さらに公共及び民間の連携、合併事業、海外直接投資を通じ「南北」間の技術移転の協力を支援する機会も存在する。国際機関は既存の知識の移転を普及・促進するうえで重要な役割を担っている。「南北」間技術移転に民間セクターが効率的、効果的に関わるためには、相互間の利益及び海外投資の誘因となる環境づくりのための政策といった適切な環境整備が必要である。森林関係の技術移転の分野において、国際的・地域的組織は重要な役割を担っている。また地域ネットワークを通じて既存の技術をより効率的、効果的に使用することも可能である。
- 51．「南南」協力は技術やノウハウの「南北」移転に対し補完的役割を果たす。技術やノウハウの「南南」移転のさらなる強化の可能性もある。南で開発される技術は入手しやすく、応用が効き価格も低く、北で開発された技術よりも普及する可能性が高い。森林に関する伝統的知識をはじめとし、環境的に健全な先住民の技術等は、取扱いに特別の注意を払うべきである。その種の技術やノウハウの移転は技術所有者の同意及び国の法律に準拠した処置が必要となる。
- 52．IFFは森林の生物資源(生物多様性条約(CBD)で規定)に関連する技術の重要性を確認した。この意味で、森林の生物資源(CBDで規定)の持続的な使用を実現するための技術を移転、場合によっては開発するうえで先進国と開発途上国間の協力強化が計られるべきである。それは、生物資源がCBDの枠の中で、または発展させた形で、全ての種類の森林の経営、保全および持続可能な開発と関係があるからである。またCBDの範囲内で締約国が保証した約束とも関わってくるからである。
- 53．森林を拡大させることについての、最終利用者への技術・ノウハウをより一層普及させることの必要性については、今日まであまり注意は払われてこなかった。効果的メカニズムや拡張プログラムを有する国々が存在し、多くの国がそれを充分見習うことができるという事実を認識するべきである。
- 54．環境的に健全で近代的な木質系エネルギー技術の早期の導入が求められている。この種のエネルギー技術が使用されれば、森林伐採搬出や木材加工を通じ発生する廃棄物や副産物、そして産業用や家庭用の燃料として伐採される木材の効果的活用が可能となるであろう。
- 55．特に木質系エネルギーの利用、家庭用エネルギーのための樹木の栽培、SFM、土地所有権、植林のために区分された森林や土地の所有の分野において、能力開発、技術移転と関

連して男女のうちどちらが主流になっているかに焦点を合わせることが必要である。地方の家庭の木質性エネルギー利用に必要なレベルの技術の取得は、多くの開発途上国において女性の健康や社会経済的地位の向上に貢献する可能性が高い。

行動提案

56. IFFは環境的に健全な技術の移転に関するIPFの行動提案を実施することの重要性について強調した。そこで、より効果的に実施するためにIFFは以下のことを求めた。

- (a) 持続可能な開発委員会(CSD)の決議6/3及びIPFの行動提案77段落(E/CN.17/1997/12)に準拠し、SFMの促進のために、メカニズムの拡大や技術移転の強化を先進国から発展途上国に対して行うように各国に呼びかけた。
- (b) 国家森林プログラムと協調したSFMのために、環境的に健全な技術に対する公共及び民間セクターからの投資を促すことができる政策や、法的及び機構的な枠組みの開発を各国に対し要請した。
- (c) 「南北」協力及び「南南」協力を通じ、環境的に健全な森林関係の技術適用・技術移転の必要性の評価を促進するため、組織間の協力体制を強化するよう、各国、関係国際機関に強く要請した。優秀なセンターとして認められた機関は、技術移転を促進するため、アジェンダ21、第34章にそって、情報交換機関としての役割を果たすべきである。
- (d) 開発途上国や経済移行国への人的及び制度的な能力開発を含む技術の移転を投資及び持続可能な開発における必要不可欠な要素として認識するよう、全ての国々に強く要請した。また環境的に健全な技術の効果的使用およびより広い普及の推進には、技術移転を訓練、教育、機関の強化と組合せて行うことの重要性を強調した。
- (e) 全ての国々、特に先進国に対し、環境的に健全な技術を開発途上国へ移転するにあたり、相互に同意のされた譲歩や特惠的条件を含む好意的条件の下での移転を促進する具体的な措置を講じるよう要請した。その際、関連のある国際法・国内法に従った形での知的所有権の保護、アジェンダ21、持続可能な開発委員会(CSD)、IPFによって推奨された事項のさらなる実行、これらの国々がSFMを実施するための能力開発の強化につながるような適切な技術、ノウハウの開発・適応を促すことが必要であることを考慮すべきである。
- (f) 各国及び関連のある国際組織に対し、特に開発途上国の地域住民等最終利用者に対し、環境的に健全な技術の普及を促すための実用的な措置を講じるよう求めた。
- (g) 環境的に健全な技術の移転、開発、適用に際し、パートナーシップの強化、そして森林関連の技術・財政支援、能力開発の導入・調整・協力を行うよう、各国と関係国際組織に強く要請した。

- (h) 環境が危機的な状況の地域において、森林生態系の持続可能な開発のため、環境的に健全な修復技術の移転を促進すること、および国家間あるいは国内で環境的に健全な技術を、調査、拡張、実施の効果的なリンクを含みつつ共有する手段の開発を、国際組織の協力のもとで推進するよう各国に呼びかけた。
- (i) 低森林被覆国や脆弱な森林生態系しかない国々が、環境的に健全な技術の開発や移転を促進するためには、能力開発を支援することが重要であることを強調した。
- (j) 国内法規に沿いながら、生物多様性条約(CBD)によって進められる作業や他の関連国際協定を考慮しつつ、知的財産権に含まれる森林の遺伝資源の所在の特定、及び特殊なあるいは他の関連する保護システムの問題に適切に取り組むため、森林の遺伝子資源(CBDで規定)の利用、研究の成果や応用から得られる利益の公正かつ平等な共有の推進、必要な場合はその行使を各国に要請する。
- (k) 技術的特許出願における森林に関する伝統的知識の使用に対するさらなる認識付与を含んだ関連知的所有権の確定・施行を通じて、原住民、地域コミュニティ及び森林に依存しているグループが、森林に関する伝統的知識のもたらす潜在的利益を、生物多様性条約の取り決めに従って現実化するための適切なメカニズム・方策を各国に開発させるための提案に対し、本フォーラムはさらに討議したが、結論または同意には至らなかった。
- (l) 環境的に健全な技術の移転、開発および適用に利する行動を推進すること、産業的な、かつ国内的な目的のために、森林資源の収穫や木材加工によって得られる木材・非木材の副産物の使用による影響を、エネルギー資源としての木材廃棄物に注目しつつ分析することを、すべての国、特に先進国に対して要請する。
- (m) 女性、特に先住民の女性や農村地域の女性に対する機会均等の保証の緒についた国に対しては、女性らが環境的に健全な森林関連の技術、ノウ・ハウおよび関連サービスの受益者となるようにする。
- (n) 地域開発プログラム、木材の家庭内使用、燃料木材のための植林地、エネルギー効率の良い料理法に関して、教育、研修および少額融資制度の分野における女性を対象とした救済活動プログラムの強化を、各国に要請する。
- (o) SFMの政策・プロジェクトのための技術開発において用いられる分野別調査研究において、性別によって分けられているデータ・情報の使用を、各国および関連国際機関に要請する。

D. 今後さらに明確にする必要のある諸問題

1. 森林の減少・劣化の根本原因の究明

結 論

57. I P F が採択した当エレメントに関する行動提案の実施の必要性、およびその妥当性と有効性を確認した。これと関連して、I F F はコスタリカで 1999 年 1 月に開催されたグローバルワークショップの推奨事項を支持する。
58. 森林の減少・劣化の根本原因の究明に立ちふさがる大きな障害物を乗り越えるには、森林セクター内外の政策を一本化し、政策調整を進める必要がある。減少の根本原因は複雑で相互に関係しており、社会的経済的な性格を有する、例えば貧困、安定的な土地保有の不足、国内法で守られた森林に依存している先住民の不当な権利意識やニーズ、不適切なセクター横断的な政策、森林の生産物及び森林サービスに対する過少評価、無関心、管理不足、S F M を支援する経済的環境の欠如、違法貿易、国家レベル及び国際レベルでの能力不足と環境保護手段の欠如、国内政策にもとづく森林の他目的への転用、低森林被覆地域などである。さらに、森林の減少と劣化の根本原因およびその対応策は、各国特有の原因による場合が多いため、国によってその取組みは異なる。
59. 森林の量と質を変化させる原因について、国家レベルや国際レベルで体系的に分析する必要がある。特に、I P F の第 4 回会合報告で示された評価基準を用いた分析が必要である（E/CN.7/I F F 1997 年 12 月、パラ 31 参照）。
60. 各国政府が S F M を達成するには国内政策の策定が重要であり、開発途上国の民間セクターが森林対策を推進し実行する上で重要な役割を果たす。森林減少の阻止には、政府機関や地方機関、市民社会、森林所有者、国際機関、民間団体、研究機関、国際援助組織や二国間の援助組織など多くのセクターの参加が求められる。先住民や地域コミュニティ（森林に依存する伝統的なライフスタイルを持つ先住民、森林所有者、地域コミュニティが含まれ、彼らの中には森林に関する貴重な伝統的知識を有する人々が多い。総会決議 S-19/2、付属資料パラ 37 参照）や女性などの幅広い参加は森林関連の問題を解決していく上で重要である。国家レベルや国際レベルで、すべての参加者が協力し合って計画を推進し、森林の減少・劣化の根本原因を究明すべきである。
61. 森林の減少に関する当面の主要課題は、I P F 行動提案の実施である。開発途上国にとって、行動提案の実施とは、政策面、財政面、技術面の必要事項を明確にし、国家森林政策と土地利用計画の優先順位を決定することを意味する。また援助国や国際機関にとって、行動提案の実施とは、合意された優先課題を実行に移すための協力と調整をさらに進めることを意味する。
62. 森林の生物資源（C B D で規定）を含めた森林の生産品及び森林サービスの評価は、森

林の重要性を他の土地利用と比較する上で重要である。自然林の価値を正しく評価しないことが森林減少の根本原因であり、森林が環境および社会で果たす役割を適切に評価しないことは、市場の失敗である。また、補助金を出して森林を他の土地利用へと転換させるような不適切な指導は阻止すべきである。土地を他の目的で利用する場合と比較して、SFMは経済的財政的競争力に欠ける。これが森林減少の大きな要因となっている。森林の経済性評価が現在は低いため、持続可能な資源利用への働きかけが充分に行われていない。これが環境破壊を誘発する原因となっている。森林の生産品および森林サービスの価格には、その代替物と同様に環境的・社会的なコスト・便益を含める必要がある。これに関連し、当フォーラムは、森林評価の重要性（エレメント II.d(v)参照）と経済性評価の重要性（エレメント II.d(vi)参照）を強調する。

行動提案

6.3. IPFは本エレメントに関連する次のIPF行動提案（E/CN.17/1997/12,パラ 17(e), 17(f), 27-31, 67(g) および 77(f)参照）を再確認する。

6.4. 森林の減少・劣化の根本原因を究明するためには、IPF行動提案の実施が重要であり、特に、低森林被覆国や森林生態系が脆弱な国に対する適切な対応が求められる。行動提案を効率よく実施するために、各国は、国際組織、援助国や金融組織の支援のもとで、政府機関、NGO、地域を基盤とした組織、先住民や地域コミュニティ、森林所有者、民間セクターなどと協力して下記の提案を実行すべきである。

(a)各国は、貧困や林業セクター外部の影響を含め、森林の減少や森林劣化の諸原因の因果関係についてさらに研究し具体的な措置を講じること。

(b)森林経営の意志決定の場に全ての利害関係者を積極的に参加させるための手法を開発すること。

(c)各国の自治権や法律に配慮しながら、森林資源の持続可能な利用にむけて、土地所有権および先住民や地域のコミュニティ、森林所有者の権利を明確にする手段として土地保有制度や取り決めの制定を支持すること。

(d)土地へのアクセスや森林資源利用を持続的なものに改善するメカニズムを発展させること。

(e)低森林被覆国を含む森林経営責任を有する地域の能力開発を支援し、森林の減少・劣化に対する地域コミュニティの関心を高めること。

(f)技術指導や経済的なインセンティブの提供、場合によっては法的な枠組みを用いて、SFMにおける地域コミュニティの関与を支援し促進させること。

(g) S F Mを通じて森林資源の維持と増大を図り、劣化した森林の再生や植林により新たな森林資源を産み出すこと。その際、こうした地域の社会的、文化的、環境面への影響および経済的なコストと利益について考慮する必要がある。

(h) 外部経済の内部化を計測すること。森林セクターと森林セクター以外の双方に積極的に働きかけることにより、森林の減少・劣化に歯止めをかけること。

(i) 能力開発や信用機関のための地域コミュニティプログラムを支援し、森林の生産物および森林サービスの国内外の市場へのアクセスを促進すること。

(j) 国際金融機関は、森林の減少・劣化による対外債務への影響を分析し、各国が S F Mを推進できるように、国際金融機関が援助国や被援助国と協同して新しい融資方法やスキームを開発すること。

6 5. I F F は、S F Mを実施させるために、国際金融機関に対して意志決定の透明度を高めよう、また政策が S F Mを支援するよう勧めること。

6 6. 各国は、国家森林プログラムやその他の関連計画の作成と実施に先住民や地域コミュニティそして女性を参加させること。彼らが保有する森林関連の権利や森林に関する伝統的知識、森林に関する生物資源（C B Dで規定）の保護が目的である。

6 7. I T F F 加盟機関は森林の減少・劣化と関連する土地所有権の問題について包括的な調査を実施すること。

2. 森林に関する伝統的知識

結 論

6 8. 先住民や地域コミュニティ（先住民、伝統的な生活を行っている森林居住者、森林所有者、地域コミュニティ等で、その多くは森林に関する重要な伝統的知識を持つ：国連総会決議 A/S-19/2、付属文書、パラ 37 参照）の参加、彼らの伝統的知識に対する理解とその利用、国内法の範囲内で所有地内天然資源の所有権の認定、などにより、S F Mの方針の策定、設計、実施、モニタリングが可能となる。こうした伝統的知識を共有し利用することにより、生態系や地域の社会システムに及ぼす悪影響を回避できる。伝統的知識は新技術を補足し、幅広い適用が可能となる。I F F が関連する I P F 行動提案に加えたのはこうした理由に基づく。（E/CN.17/1997/12、パラ 40(r) 参照）

6 9. 森林に関する伝統的知識に対する一般の認識を深め、尊重し、こうした知識を保護するためには、内容を体系化する必要がある。伝統的知識が森林資源の経営、保全、持続可能な利用に果たす役割を明確にすることで、その重要性を理解させることが可能となる。このこ

とは、生物多様性条約（ＣＢＤ）の第 8(j)条とその他の条項、および、ＩＰＦとＩＦＦプロセスの行動提案と一致する。

70. 法制度やその他の方法で森林に関する伝統的知識を保護するプロセスは、各国際機関や組織を通じて公表されつつある。ＣＢＤの活動はＩＰＦおよびＩＦＦ行動提案に沿って進めていく必要がある。世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）の業務とＣＢＤの役割の重要性を認識し、森林に関する伝統的知識や慣習を保護するメカニズムを開発し、ＷＩＰＯとＣＢＤ間で覚え書きを交わし、知的所有権、伝統的知識の保護を目的とした独自またはその他の関連手段とＣＢＤとの間の関係評価や理解を高めることが重要である。

71. アジェンダ 21 の第 26 章およびＩＬＯ会議の関連事項にもとづき、先住民や地域コミュニティが、全ての種類の森林および森林に関する生物資源の保全と経営に参加する重要性を確認した。

72. ＩＦＦは、第 8(j)項及び先住民と地域コミュニティの参加に関するＣＢＤ関連規程に関するワーキンググループの設置を歓迎する。

行動提案

73. ＩＦＦは本エレメントと関連するＩＰＦ行動提案（特に E/CN.17/1997/12, パラ 40(a)-40(r), 132(c)を参照）を再確認する。

74. ＩＦＦは各国に対して以下のことを求める。

(a) ＳＦＭと関係のある森林の伝統的知識を認識し、尊重し、保護する効果的な措置を開発すること。こうした措置には知的財産権の範囲内の生物資源（ＣＢＤで定義されている）や森林保護を目的とした独自の制度やその他の関連制度が含まれ、ＣＢＤが現在実行している関連事業や他の関連国際協定を考慮しながら実施すること。

(b) このような森林に関する伝統的知識、工夫、慣習に対する対価など公平で平等な利益分配を進展させること。その際は、特に、ＣＢＤの第 8(j)条や第 15, 16, 19 章の関連条項およびその他の国際協定に従い、知識、工夫、慣習に関する所有者保護の国内法に考慮しなくてはならない。

(c) 関連国際機関と協同して、知的所有権、伝統的知識の保護を目的とした独自またはその他の関連手段とＣＢＤとの間の関係評価や理解を高めること。その中には、伝統的知識の悪用を阻止するために、森林に関する伝統的知識の起源や森林の遺伝資源（ＣＢＤで定義）利用の知識を認定し公表する役割も含まれる。

(d) ＣＢＤの第 8(j)条および関連条項を達成するために、必要ならば国レベルで法律と方針の策定を進めて強化し実施すること。さらに、森林に関する伝統的知識の保護に関する国際機関や組織を支援すること。この中には、各国の法律や方針に沿ったガイドラインの作成も

含まれる。

75. IFFは、ワーキンググループを通じ、CBDの関連規程の下での作業計画の中に、先住民や地域コミュニティを参加させるようにCBDの締約国に要請した。森林に関する伝統的知識、工夫と慣習の幅広い適用を推進し、こうした知識の収集、記録、適用、設置のオプションを含ませ、所有者をプロセスに関与させるのがその目的である。

3. 森林保全及び保護地域

結 論

76. IFFは、オーストラリア政府主催の“国際的な森林保全：保護地域およびその延長”に関する詳細な調査結果に注目し、米国およびブラジル政府共催による森林保護地域に関する国際専門家会議の開催を求めた。

77. IFFは、SFMには森林の保全と保護が不可欠な要素であるとする“生態系アプローチ”の重要性を確認した。“生態系アプローチ”において保護地域を設置し管理することにより、地域経済が著しく活性化し、非市場的価値（例えば、洪水発生の防止、河川流域の保全、人間の福利に不可欠な生態上の恩恵など）が生まれ、地域コミュニティに利益をもたらす。

78. IFFは、現在の保護地域が多くの森林的価値を維持し、保護地域設置と管理に携わったすべての人々の多大な努力の結果であることを認めた。一方、森林の分断は、森林が有する生物の多様性と生態上の機能を効率よく保全する妨げとなる点も指摘した。多くの国では、現在の保護地域だけでは森林の保全を維持することはできない。森林の保全は、必ずしも保護地域と保護地域以外の土地との境界を厳しく設定するだけで達成できるとは限らない。特に、商業用森林の場合は困難である。できれば保護地域を連続した風景の一部として位置づけ、この中で多様な生物を保護しつつ、環境的な恩恵や他の価値が他の森林経営や土地利用と広い意味で一致することが望まれる。

79. ほとんどの国は、景観管理、生物の多様性、森林保全、保護地域にむけた法律、政策、戦略を定めた法律を採択している。しかし、こうした政策や法律が適切に実施されている国は少ない。意見の分かれる政策、実施項目の調整不足、不適切な戦略、政策を実行する意志の欠如や財政的・人的資源の不足などが森林保全の目的を達成できない原因として挙げられる。保護地域の管理上の効果は、次の観点から評価される：適正な法制度の実施、生物の多様性や生態上の価値を保護する効果、制度的能力、積極的な社会的影響、先住民と地域コミュニティからの支援（先住民、森林居住者、森林所有者、地域コミュニティが含まれ、こうした人々は森林関連の貴重な伝統的知識を保有している。国連総会決議 S-19/2、付属文書パラ 37 参照）、国家レベルや国際レベルの十分な財政支援。

80. 現在、保護地域はいくつかのカテゴリーに分類される。国際自然保護連合(IUCN)世

界保護地域委員会によって設定されたこの分類法を、多くの国や、国連機関、および主要グループが使用している。IUCNは、他の機関や国々と協同して、これらのカテゴリーを用いて国内および国際的な保護区を分類するよう運動している。各国の広範な森林保護の管理体制をカバーするには、これらのカテゴリーの分類に柔軟性をもたせ自由に変えられるようにすべきである。また、保護地域内と保護地域外の森林保全の全ての手段を一致させるために、基本的な概念、定義、および用語の国際的な統一作業が求められる。保護地域を設置して管理し、カテゴリー別に分類する上で次の点で特別な配慮が求められる： 独特な森林の典型例としての価値、生態系プロセスに関する情報の提供能力、多様な生物と環境機能の保護、先住民や地域コミュニティへの影響、森林居住者への影響。

8 1. 森林セクターは、他のセクターの活動のみならず、公共・民間部門の活動と関連した政策からも影響を受ける。森林セクターが森林以外のセクター(例えば、地域開発、再定住、貿易、構造的調整、農業など)と関連した政策から受ける影響は予想以上に大きい。森林保全の目標を達成するには、セクター横断的な効率のよい協力体制が必要となる。

8 2. 森林保全や森林保護地域がもたらす社会、文化、経済、環境面の恩恵、特に生物資源の恩恵を広く一般に認識させることにより、森林保全に対する国民からの支援や資源が得られる。森林保護に関心を寄せる市民は多いので、先住民や地域コミュニティの利益と森林保護地域の利益を一致させることで、すべての利害関係者の効果的な参加が進められる。種々な目的のもとに地球規模で実施される国際協力計画や協力体制は、森林保全と森林保護地域を支援する基盤となる。

行動提案

8 3. IFFは本エレメント(特に E/CN.17/1997/12, パラ 17(f)、17(i)、58(b)(v)、67(f)、77(f)参照)と関連するIPF作成の行動提案を再確認した。

8 4. 各国は、国際機関、援助国、金融機関の支援のもとに、政府機関、NGO、地域に根付いた組織、先住民、地域コミュニティを含めた協力体制で、新しい行動提案の実施を推奨する。

8 5. IFFは各国に以下のことを推奨する。

(a) 森林保全と持続可能な開発の連結を確認する国内政策や土地利用計画との整合性を図りながら、全ての種類の森林の保護、保全、実施にかかわっていくこと。国内外の保護地域の様々な自然環境や、保護地域および他のSFMの活動(木材製品や非木材製品の生産とサービス)で適用された保全メカニズムを用いて目的を達成すること。

(b) あらゆる森林の価値を保護するために、文化的、社会的、精神的、環境的、経済的側面からの適切な戦略を展開すること。こうした戦略に含まれるのは、生物多様性に特別に配慮しつつ森林の持つ多様な機能や持続可能な利用法を確認すること、地域コミュニティやその他の関係者の参加を得ること、先住民や地域コミュニティの生活上のニーズを記録すること、

生態系を配慮した方針や管理を行うこと（この場合、遺伝的多様性の継続保存に特別な配慮が求められる）などである。

(c) 必要ならば、各国の法的枠組みの中でSFMの活動を支援するために、森林所有者、先住民、地域コミュニティの協力や参加を得た森林経営のメカニズムを開発し実行すること。

(d) すべての関係者、特に森林所有者や民間セクターを森林保護地域の計画作成と経営に参加させるための財政支援メカニズムを開発すること。また、民間の森林所有者、先住民、地域コミュニティの管理下にある森林保護地域を確認すること。

(e) 適切で一貫性があり効果的な保護地域の基準を開発し適用すること。その際、生態系アプローチに従い、環境サービスの保護と維持に重要な新しい保護地域を必要とする保存原則を組み入れること。この点に関して、可能ならば緑の回廊や緩衝地帯により保護地域間を繋ぐネットワークの作成に向けた様々な手法を考慮する必要がある。

(f) 京都議定書の関連条項の実施や国連の気候変動の枠組に従い、森林保護を推進するための財政的支援メカニズムを幅広く開発し実行すること。その中には、経済的インセンティブ、自発的なガイドライン作成、森林規則、民間契約、税金と支払、保護区から得た利益の再投資、森林関連産業、森林保全の環境サービス、民間の森林保全に対する税金控除、保護地域使用への直接請求、炭素の吸収に対する税金還付などが含まれる。

(g) 地球規模や地域規模の森林保護地域に関する現状調査を推進すること。調査対象は、森林保護地域の全面積、各保護区の面積、保護地域設置の目的、管理の効果、カテゴリーと関連するIUCNシステム、入手可能な生物学的および社会的な情報である。こうした情報により生物地理学的にバランスのとれた森林保護地域のネットワーク作りが可能となる。

86. IFFは、生態学上重要な森林や国境をまたがる森林を共有する国々が共同森林保護地域を設置することを推奨する。同時に、地域レベルや地球レベルで森林に緑の回廊を設置することや、共同管理に関するガイドラインの作成が求められる。

87. IFFは、各国政府、国際金融機関、援助国が財政支援やその他の資源を森林保全と関係する開発途上国に提供し、こうした途上国が近隣の保護地域を管理できるように求める。この場合、制度の強化や能力開発、研究や教育および市民意識の向上、アクセスの拡大、環境に適した技術、技術面・科学面の協力などに基づく途上国に向けた行動計画に沿って実施されなければならない。

88. 森林保護地域を設置し管理するために、先住民や地域コミュニティの伝統的知識を収集して体系化し、それを利用し共有する能力を開発している多くの国々の努力を鑑み、各国政府、関連機関・制度は協力して、既存の保護地域、及びその近隣地域や森林保護地域のネットワークの状況・管理状態を効果的に調査する方法を開発する。

89. 各国政府、関連機関および制度は協力して、既存のIUCNの保護地域カテゴリーを導入し国内で適用すると同時に、保護地域の管理の有効性を、環境的、社会的、文化的側面から調査するための地球規模のアプローチを開発することが必要である。

90. 各国政府、国際金融機関、援助国は、国レベルや国際レベルで、森林保全に好影響を与える方針や計画を推進し、セクター横断的な政策、構造調整のパッケージ、逆効果となる方策に取り組む。

4. 森林研究

結 論

91. 森林調査と情報システムに関するオーストラリアとインドネシア共催の国際会議の結論を念頭において調査活動をさらに強化し、国内問題、森林関連の環境問題や社会問題など実地的な諸問題を解決し、国内の優先課題の達成にむけ政策に働きかける必要がある。森林経営と市民社会に関係するこうした調査や情報システムを活用し森林問題を解決していくことは重要である。しかし、まず取り組むべきことは優先順位の設定である。地域環境レベルでの政府間共同研究の意義を確認し、森林関連の調査議題は森林セクター事項だけに限定せず、他の政策事項も含めるべきである。公共部門や民間部門からの情報を歓迎する。

92. 資金調達や優先順位の設定、そして一貫性のある森林調査を行う上で既存のシステムには不備な点がいくつかある。調査は、現在から将来にわたって人々のニーズを満たすためのSFMと森林・緑地の保全を支える役割を持つが、十分に機能するにはメカニズムを改善する必要がある。計画立案者や調査で恩恵を受ける人々と関係のある議題を選択すべきである。調査の優先順位の設定と調査結果の発表の場に主要グループを参加させなければならない。また、IUFROと協同するITFF加盟機関は資金調達の方法を開発し、優先順位の設定を促進し、国家レベル、地方レベル、国際レベルの調査を統一する努力を今後も継続する。

93. 地球規模の森林情報サービスの開発の要請に関しては、既存の機関、メカニズム、ネットワークを利用して、すべての関係者が利用できるように、森林関連の情報へのアクセスを拡大すべきである。各国政府、地域機関、地方機関は、関連国際機関や研究情報システムを通じてこうした活動を支援する。ネットワークはこの他にも、各国研究機関間の共同研究の機会を提供し、開発途上国の能力開発を推進する役割を果たす。科学調査を専門とする国際研究機関との接続をネットワークによって強化することにより、研究課題の重複を回避し、国際努力の相互作用を促進することができる。

94. 国の研究能力を向上させるための支援システムは極めて有用なので、すべての国は、財政的・技術的な支援計画や技術協力を優先させ、途上国の能力開発に取り組むことが必要であ

る。各国は、国の研究機関の能力開発への財政支援を含め、森林セクターへの支援を引き続き優先させるべきである。

行動提案

95. I P F 行動提案 94(a)、94(c)、94(d)に鑑み、森林調査は国家主導で取り組むべきである。

96. I F F は各国へ以下のことを要請する。

- (a) 国家森林プログラムでは、方針、プログラム、戦略を策定して森林調査を強化し、研究ニーズや優先順位を定め、S F M関連の調査プログラムを調整すること。
- (b) 森林研究への多様な資金援助が可能となるような規則の改訂、および研究課題の変更を含め、森林調査に向けた資金調達の新しい方式を検討すること。
- (c) 政策立案者、科学者、援助国、その他の関係者が集まって森林政策を協議し、国家レベル及び地域レベルで、森林の科学的プロセスと政策プロセスを一致させること。
- (d) 各国間で実施される森林調査には、当事国の事前の合意が必要であること。

97. I F F は、国際機関、援助国、金融機関へ以下のことを要請する。

- (a) 途上国が行う森林調査に対して資金援助を行うこと。
- (b) 開発支援資金など森林調査を促進するための資金調達の新方式を検討し、調査ネットワークを強化し、国レベル、地域レベル、地球レベルの能力を開発し、すべての国が森林の広範な経済的、社会的、文化的、環境的ニーズに効率よく対処できるようにすること。
- (c) 国、地方、国際の研究情報システムを含め、既存の機関、メカニズム、ネットワークを利用して、すべての関係者が森林関連情報へアクセスできるようにすること。
- (d) 公共・民間の両部門が参加する森林調査の共同事業を育成すること。

98. I F F は I T F F 加盟機関に対して以下のことを要請する。

- (a) 優先順位の設定手段を開発し、森林研究の国家的、地域的、国際的努力を支援すること。
- (b) 森林科学の諸活動へのガイドを提供する選択肢を広げること。その際、科学と政策を結びつけ、財源を含む資源を調達し、森林研究や研究能力を支援する国際的な努力を推進すること。
- (c) I U F R O と協同して、地球規模の森林情報サービスを開発すること。

5. 森林の生産物及び森林サービスの評価

結 論

99. すべての国の森林は、生活の基盤となる多様な生産物とサービスを産み出す。特に開発途上国ではそれが顕著である。森林評価には、社会的、文化的、経済的、生態学的な要素、地域及び先住民コミュニティの利益、森林所有者、ジェンダーの観点、分配上の影響など様々な要素を反映すべきである。さらに、河川流域や土壌の保護、自然災害の軽減、レクリエーションや観光旅行の促進など、森林が社会全体にもたらす多くの恩恵も反映すべきである。また、地球レベルでは、炭素の吸収、生物多様性の保全、砂漠化の防止など、森林がもたらす恩恵も反映する必要がある。
100. 森林評価ツールと手法の開発が現在進められている。森林生産物と森林サービスに関するIPF行動提案に関しては、その妥当性と有効性を確認した。
101. 社会的価値や生態学的価値などの経済的評価が不十分であるとしても、評価が妥当性を欠いているとは言えない。資源価格のデータや森林の非経済的価値のデータなど定量的データを用いて森林評価をより効率的に進めることは可能である。各国の状況に適した、よりシンプルで迅速かつコスト効果の高い評価方法が望まれる。
102. 森林評価は、SFMを促進するために必要なツールのひとつで、予想評価値により森林政策を進展させ国家森林プログラムを実施する上で貴重な資料となる。しかし、はっきりした森林評価が無くても適切な森林政策を決定することは可能である。なぜなら、森林評価だけが適正な政策決定を保証する訳ではないからである。
103. 森林の生産物および森林サービスの評価の対象範囲を、森林分野のみに限定せずに、社会的経済的価値の高いもう一つの土地利用、森林生産物の価格、代替材料の生態学的影響、なども検討すべきである。SFMのコストと利益の両面を測定する方法および各国が外部経済を内部化するよう推奨する手段を開発する。
104. 森林評価を推進し適用するための能力開発を行い、途上国の方針決定や意志決定を促進しプログラムを明確にしないてはならない。この点を特別に配慮しながら国際協力を推進させる必要がある。
105. 森林評価事項は、気候変動、国際貿易、砂漠化、生物多様性の課題と取り組んでいる他のフォーラムと協力し調整する必要がある。

行動提案

106. 当エレメントに関連するIPF行動提案（特に、E/CN.17/1997/12. パラ 104(a),(b),(c), 134(a),(b)参照）を再確認する。

107. IFFは以下のことを要請する。

- (a) 各国政府は、多様な森林生産物及び森林サービスの重要性を具体的に列挙し進展させるために、木材、その他の生産物、サービス、森林利用が環境におよぼす影響に関するデータなど、定量的なデータ収集を実施すること。非木質系の代替材料に関するデータも収集すること。
- (b) 各国政府及び国際機関は、迅速で低コストの評価方法を開発すること。多様な価値を含む森林の評価に焦点を当て、森林の生態学的価値を反映し、必要ならばSFMのコストと利益が計測でき、外部経済を内部化する評価方法を含む、迅速かつ低コストの評価方法を開発すること。
- (c) 関連国際機関は、政策に沿った効率の良い、地域や国の状態やニーズを反映した迅速な評価方法を開発しテストすること。また、コストと利益の増大分の測定を含めた、SFMのコストと利益の計測法を開発し、コスト効率の高い森林利用の投資に役立てること。
- (d) 参加国ならびに国際機関は、途上国が森林評価手法を開発し適用するための能力開発を支援すること。

6. 経済的手段、課税政策、土地所有権

結 論

- 108. 経済的手段と課税政策を効果的な森林政策と制度上の枠組みの中で適用することは、森林政策を推進する上で強力なツールとなる。しかし、政策、制度または法律上の破綻が生じた場合、効力を失うか逆効果となる。
- 109. 森林セクターの経済的手段には、代替できる土地利用の場合のコストや他のセクターが利用する場合のコスト、そして公共および民間の森林所有権について配慮することが必要である。
- 110. 地域的、国内的、国際的な市場で、多様な森林生産物及び森林サービスの提供が可能となれば、SFMを推進できる。特に、非木材製品やサービス部門の市場を開拓する上で必要な情報や、新しい市場の開拓がSFMと直結することを関係者に確信させる役割を担う官民両セクター向けの情報が必要である。
- 111. 経済的手段を効果的に利用する上で、民間セクターによる森林資源管理への投資を促進するには、SFMを支援するツールとして土地所有権と使用権を保証することが必要である。しかし乍ら、これを制度化するには時間を要するために、一時的な方策をとる場合があ

る。なぜなら、資源活用の規制、地域コミュニティや先住民に係わる事項の処理、ジェンダーの観点などに向けた早急な対応が求められるからである。

1 1 2. 税の徴収など森林セクターに適用される経済的手段により、経営を改善する財政支援が保証される。また、このような手段は、S F Mを支援し促進させることにつながる。

1 1 3. 各国のマクロ経済政策は、森林セクターやその他のセクターに永続的かつ広範囲にわたる影響をおよぼす。こうした影響をマクロ経済の構造調整計画の一要素として捉えることは、意思決定の際の土台となり持続的な経済成長とS F Mを導きうるものである。

1 1 4. 他のセクターの展開次第では、森林セクターにも予期せぬ変化が生じることは多くの国が経験してきた。他のセクター（農業セクターを含むがこのセクターに限定されるわけではない）の政策に論理性と一貫性が欠けると、経済的手段など森林政策のツール使用に支障をきたす。

行動提案

1 1 5. I F Fは以下のことを要請する。

(a) 各国は、関連国際機関の支援を得て、S F Mを推進するツールとしての経済的手段と課税政策の適用範囲やそれらとの効果的な組合せを調査すること。この調査は、木材の伐採から得た森林収入を含むがこれに限定されない。

(b) 各国は、法律と経済的手段を適切に組合せて森林政策を達成すること。この中には、徴収したお金や森林収入を用いて、S F Mの実施へのインセンティブとすることが含まれる。

(c) 森林の減少・劣化を回避しS F Mを支援する行為を促すインセンティブとして、経済的手段や課税政策が使われるが、それがおよぼす実際の影響、また及ぼしうる影響を参加国は認識する必要があること。要請があれば、国際機関と協力して、森林の減少、劣化、持続可能でない森林経営の原因となった他セクターの政策上の失敗について調査する必要がある。さらに、国際機関と協同して、緩和策を講じる必要がる。

(d) 各国は、自国の法的枠組みの中で、S F Mとそれへの投資を支援していくために、合法的なアクセス、使用、所有権を認め尊重する土地所有権政策を支援すること。土地所有権の規定は、長期にわたる複雑なプロセスを要するため、先住民や地域コミュニティの早急なニーズに対応するため暫定的な措置が必要なことを念頭に置かねばならないこと。

(e) 関連国際機関は、森林生産物及び森林サービスに対する現行の森林収入徴収システムを見直す作業を実施すること。それぞれの国で得たこの分野の経験を各国で共有する必要があること。

(f) 関連国際機関は、各国の要請に応じて、S F Mを進展させるための経済的手段や課税政策の設計や管理について全体的・個別的にアドバイスを行うこと。各国は、S F Mを進展させるための経済的手段を用いて成功した例を提示すること。

(g) 各国は、S F Mを支援し貢献する他のセクターのマクロ経済政策や方針を発展させること。国際金融機関や貸出機関はマクロ経済の構造調整計画がS F Mを行う森林に及ぼす影響を緩和すること。

7. 木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスの今後の需要と供給

結 論

1 1 6. 木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスの需要と供給は、貧困を無くす経済的社会的発展の基盤となる。人気商品（木材製品を含むが木材製品に限らない）の開発は、森林の保全と持続可能な経営の強力な推進力となるが、情報の拡大や、森林政策の実行と森林経営の向上なしには達成できない。信頼できる森林生産物・森林サービスの一覧表は、木材製品・非木材製品の需要と供給の傾向を探る上で必要である。

1 1 7. 最新の予測によると、地球レベルでは、木材繊維製品は価格が安定しており供給と需要が一致するが、国レベルでは、製品が不足しているため価格が上昇する可能性がある。さらに、再生紙や非木材製品繊維など繊維代替資源が繊維消費量に占める率が増加しつつある。森林の減少、森林の劣化、森林保護地域に指定された森林の増加、市場や技術、など多くの要因により、伐採中心の森林から厳しく管理された森林（自然林、植林、森林以外の樹木を含む）へと緩やかに転換している地域もある。森林計画や森林経営を進めていくプロセスで、S F Mの環境的、経済的、社会的原則を十分に配慮する必要がある。

1 1 8. 森林の樹木を薪炭など燃料として用いる地球規模の消費量は、産業での消費量より多い。燃料に用いるための樹木伐採が森林資源に及ぼす影響や、森林以外の樹木の役割について正確に調査する必要がある。地球上のほとんどの人々にとって、社会的経済的に発展する上で森林が果たす最も重要な役割は燃料としての役割なのである。

1 1 9. 木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスに価格をつける政策は、需要と供給に大きな影響を及ぼす要因となる。効率的な市場運営を妨げる政策は、森林の持続可能でない経営をもたらす。さらに、市場政策と環境との関連を調査する際に、森林生産物の価格だけでなく代替木材製品の価格にも目を向ける必要がある。

1 2 0. 民間や地域コミュニティの森林所有者及び民間セクターは、森林生産物の生産性を維持する上で重要な役割を果たす。民間森林所有者の森林生産物は世界の森林生産物の半分を占め、その占有率はさらに上昇すると予測されている。民間の森林所有者、地域や先住民コミュニティ、市場プロセスの果たす役割が増えることにより、木材製品と非木材製品の生産

に向けての政策を選択・実施する上で新たな課題が生まれる。

行動提案

1 2 1. 各国および国際機関は、以下の点に留意して、データ収集や情報の流布を促進する。

- (a) 木材製品、非木材製品、森林サービスなど森林資源の一覧表について、カバーする範囲、質、比較性を高めること。
- (b) 収集量、消費量、所有権、地域や先住民コミュニティに対する重要性など、非木材製品の広範な利用に関する情報の回収と報告には注意を要すること。
- (c) 木材燃料の原材料と使用に関する情報を系統立てて収集し報告すること。
- (d) 木材製品、非木材製品、代替木材製品の価格に関して時宜を得た有用で比較性のあるデータを提供すること。

1 2 2. 各国は国際的な協力を通じ、以下のことを行う。

- (a) 植林や森林以外の樹木を含む S F M を通じて、増大する木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスの需要を満たす政策を推進し、国際的合意にもとづいた植林政策に向けて努力すること。
- (b) 森林生産物及び森林サービスを提供する民間セクターの役割を認識すること。こうした役割を、政策、インセンティブ、法律の枠組みの中で支援する必要があること。安定した土地所有権や適切な課税政策により森林経営が促進され、多様な生産物とサービスの持続的な生産が可能となる。
- (c) 薪炭材、木質系エネルギー及び優れた木質系エネルギー技術の供給を政策・計画の重要な部分として農林分野やエネルギー分野において一体化し、薪炭材の収集が樹木や森林に及ぼす影響をより正確に調査するパイロット研究を展開すること。
- (d) 多様な価値を持つ木質系・非木質系の森林生産物及び森林サービスの持続可能な生産を促進させるための政策を実行すること。これらを商業化することで得た利益は森林経営を促進させ、森林を保全し供給する人々に役立つ。
- (e) 森林生産物や代替生産物の価格に直接影響する政策を見直し、必要ならば市場動向の調査を開始し、適正な価格設定により S F M を促進する一方、乱用、浪費、過剰、不適切な製造を防止すること。
- (f) 再生できる木質系・非木質系の森林生産物のコストと利益に関する調査を行うこと。

8. 環境面で深刻な状況にある地域の森林被覆の評価、モニタリング、再生

結 論

- 1 2 3. 環境面で深刻な状況にある地域では、人間の行動や自然災害による森林の減少・劣化を受けやすい。注意すべき対象を、環境面で深刻な状態にある森林、熱帯地域や温帯地域の半湿潤地帯、乾燥地帯、半乾燥地帯、山岳地域の生態系、湿地、マングローブ・小島という沿岸地域、森林以外の樹林地（樹木の被覆率が一定数以下の土地など）における森林被覆の回復と持続的な管理にまで拡大すべきである。砂漠化や干ばつによる脆弱な生態系に関する I P F 行動提案の妥当性と有効性を再度確認する必要がある。砂漠化や干ばつと戦う主要なツールとして国家行動計画の実施を決定した砂漠化防止条約を支持する。
- 1 2 4. 環境面で深刻な状況にある森林を回復し管理する手法と技術は広く知られており、こうした状況の生態学的、社会的、文化的、経済的な問題に重点を置いた政策、調整、連携が重要である。当時国、国際機関、開発協力機関、関連する主要グループを含む連携と協力体制の構築が求められる。
- 1 2 5. 植林、特に地域の原産種の植林は、劣化した土地の回復と環境面で深刻な状況にある森林の被覆に重要な役割を果たす。
- 1 2 6. アジェンダ 21 の第 11 章記載の基本原則と I P F 行動提案およびアジェンダ 21 の第 33 章と第 34 章に記載された“財源拠出と環境的に健全な技術の移転”など行動を重視した提案の重要性を確認し、後発開発途上国や低森林被覆の開発途上国のニーズを考慮すべきである。
- 1 2 7. 山岳地域の生態系にも特別な配慮が求められる。僻地や寒冷地域の山岳に住む居住者は、社会の進歩から取り残されており、土壌や河川流域の保護など山岳地域の森林の果たす役割、生物多様性の保護の必要性、経済的利用と環境保全の対立など、多くの面で問題をかかえている。こうした問題は、特に山岳雲霧林帯で顕著である。

行動提案

- 1 2 8. 当エレメントと関連のある I P F 行動提案（特に、E/CN.17/1997/12, パラ 46(a)-(f)）を再確認する。
- 1 2 9. 当フォーラムは以下のことを要請する。
- (a) 各国、関連国際機関、主要グループは協力して、環境面で深刻な状況にある地域の森林や樹木に関連する活動を調整し、社会的、経済的データを含む情報の収集、分析、普及を促進すること。
- (b) 国家森林プログラムを考慮に入れて、国レベルの開発議題において、環境面で深刻な状況にある地域の回復と S F M を優先順位の上位に設定すること。
- (c) 各国、特に低森林被覆国は、アグロフォレストリー、牧畜を組み入れた植林法、狭義の林業システム（天然林を手本にして森林劣化を回復する森林経営システム）などその他の手法

を用いて森林再生に向けて努力する。劣化した土地の回復や自然林の再生に原産樹種を利用する場合は特別の配慮が求められる。

(d) 環境面で深刻な状態にある国の森林回復やS F Mには、植林や天然林が果たす生態学的、社会的、文化的、経済的役割の重要性を認識することが必要である。

(e) 国際機関や援助国は、アジェンダ 21 第 33 章と第 34 章に記載された財源供与および環境的に健全な技術の移転の条項、および、貧しいコミュニティへの対応を呼びかけた砂漠化防止条約やアジェンダ 21 の第 12, 13 章に従って、国際プログラムへの協力と支援を強化すること。

E . 国際機関、地域機関及び既存の取り決めにおける森林関連の作業

結 論

1 3 0. 当フォーラムは、森林の社会的、経済的、環境的価値と役割の重要性を認識し、各国政府、国際機関及びすべての関係者が森林問題に対して包括的な取り組みを行い、すべての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発に向けて協力することを要請した。

1 3 1. I P F の行動提案の多くは国際機関や国際的な制度を対象としており、既存の国際機関、各政府機関、制度がさらに強化され結束しうる可能性が充分にあり、すべての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発に向けた支援を推進させることができる。この実現には、相互補完性の強化、資金の提供、活動方針の調整と簡易化、活動の一貫性、経営サイドの統一のとれた指導が必要である。こうした取り組みにより、優先課題に向けて活動を結集させることができる。他の国際機関や地域機関および制度が協力してI P F 行動提案を実行し目標を実現すべきである。

1 3 2. ハイレベルな非公式のI T F F は、I P F 行動提案を支援する国連内外の組織との協力体制を強化する上で有意義な非公式組織である。I T F F に対する加盟機関からの強い支援が求められる。また、その加盟機関が取り組むI P F 行動提案の調整を、I T F F は今後とも非公式に継続する。

1 3 3. I P F 行動提案の実施と関連して、I P F 行動提案を実行するうえで当面の課題は、I T F F メンバーと他の国際機関、地域機関、制度の間の既存の連携を強化することである。それぞれが保有する森林に関する能力を最大限に活用するために、I T F F メンバーと他のパートナー間の新しい協力体制を速やかに構築する必要がある。この点に関しては、国家森林プログラムを進めてゆく際、開発途上国や経済移行国の持続可能な開発に向けた努力に対して特別に配慮すべきである。

1 3 4. I P F 行動提案は、すべての種類の森林のS F Mを実現するために多数の分野が協力

して取り組むべきである。森林関連事項で、機構、機関、制度間の業務を促進するための補助的手段は、効率を高め調整を推進するうえで極めて重要であり、これらはI P F 行動提案にもとづいて設定すべきである。国際機関、多国間機関、制度間の協力体制を用いて、現在発生しつつある問題のみならず、途上国の社会的経済的開発のニーズに対しても柔軟に対応していく必要がある。また、すべての関係者を様々なプロセスに積極的に参加させるべきである。

1 3 5. 地球レベルや国家レベルの会議に関する情報を含む森林関連の国際機関や地域機関の総合的ガイドブックの作成の必要性が確認された。特に、こうしたガイドブックには、各機関や制度の役割、要求事項、組織構造、プログラム、活動、人事、予算などの他に、森林関連業務の共同事業や、機関や制度の活動に関する情報も記載される。ガイドブックは定期的に新しい内容に更新される。国連食糧農業機関(F A O)は、国連の他の加盟機関と協力して、ガイドブック作成で指導的役割を果たす。そのほか、二国間や他国間の森林関連活動、民間セクター、研究機関、刊行物など、森林関係者から寄せられた情報もガイドブックに盛り込まれる。インターネットなどを通じてすべての国家や組織がガイドブックを利用できるようにすべきである。

1 3 6. 様々な国連組織が受け持つ森林関連事項を成功させるためには、持続可能な開発を考慮に入れてS F Mを、経済的、社会的、環境的な側面からバランスをとって展開していく必要がある。また、資金、技術、科学技術上の能力の面で、開発途上国や経済移行国の置かれた状況に対しては、特別な配慮が求められる。事務局間で調整して、低森林被覆の開発途上国のニーズを満たした政策やプログラムの作成が必要である。

1 3 7. 当フォーラムの業務計画のカテゴリー II.e に、「国際機関や地域機関の森林関連活動を考慮する。これらの国際機関や地域機関が既存の制度のもとで現在実施中の森林関連活動の相違点や共通点を、今後さらに検討していく」と記されている。この件に関しては、カテゴリー III 事項の審議で、極めて有用なデータが事務局提供の文書から得られた。

1 3 8. 今後は、達成可能な目標にむけた実際的な取組手段を検討し、既存の制度から得た経験や、S F Mに向けた国際機関や地域機関の行動計画に焦点を当てることが必要である。

行動提案

1 3 9. 当フォーラムは、国際機関、地域機関、制度の主導機関など全ての関係者に対し、以下のことを要請する。

- (a) I P F が採択した行動提案を実施するにあたって、各自の広範な知識と能力を動員して、すべての関係者を積極的に参加させ、国家レベルの努力を支援するための具体的な手段を確認すること。
- (b) 森林原則アジェンダ 21 の第 11 章とI P F およびI F F の行動提案に鑑み、国際機関、地域機関、制度の間に協調の精神を育み、国際的な森林政策の会議への積極的な参加と協力を呼びかける。

- (c) U N C E D（国連環境開発会議）における森林関連の活動計画に関して、国際機関や地域機関そして制度がそれぞれ果たす役割や実施すべき活動を明確にし、フォローアップを行うこと。

1 4 0．当フォーラムは、各国政府へ以下のことを要請する。

- (a) 国際機関、地域機関、制度が国家森林プログラムの具体化にともなって獲得した専門的知識を結集し有効に利用すること。特に、セクター横断的な連携を上手に活用して S F M の社会的、経済的、環境的な側面を国の政策に適切に組み入れること。
- (b) 実効力のある国レベルの取り決めを策定し適切に強化し、多国間機関を調整し効果的に指導すること。

1 4 1．当フォーラムは、I T F F 加盟機関の事務局へ以下のことを要請する。

- (a) 各自の森林関連活動や事務局間の協力体制を強化するため、I P F および I F F の進行状態について各主導機関に伝えること。
- (b) その他の組織、特に地域の開発銀行、地域委員会、地域の政府間組織、N G O（非政府組織）、国際組織、民間セクターなどとの共同作業を進め連携を深めること。
- (c) 森林関連の国際機関、地域機関、制度の活動に関する総合的ガイドブックの作成に協力すること。ガイドブックには、各機関の使命、役割、組織構造、プログラム、活動、人事、予算の外に、森林関連の共同作業および機関や制度の活動を載せる。このガイドブックは定期的に更新し新しい情報を提供する。F A O（国連食糧農業機関）は、I T F F の加盟機関と協力して、ガイドブック作成を指導すること。

1 4 2．当フォーラムは、各国政府に対して、国際機関、地域機関、および制度へ下記の指導を要請する。さらに、N G O（非政府組織）が下記の業務に協力するよう求める：

- (a) 国レベル、地区レベル、地域レベル、地球レベルで、森林から得られる直接的、間接的な恩恵を人々に知らせ関心を高めるための活動を展開すること。
- (b) セクター横断的な森林政策、政策改訂、S F M の方針と計画に関する機構間の話し合いを進展させること。
- (c) コスト的に効果の高いデータシステムを強化し、S F M の促進に関する情報を作成し普及させること。

1 4 3．関連国際機関、地域機関及び制度が、方針やプログラムを決める時に、開発途上国および経済移行国、低森林被覆国のニーズや要件に対して特別に配慮する。

1 4 4．国際機関、地域機関、制度の主導機関に対して森林計画を支援するよう要請し、貧困の軽減、人口抑制、安定した食糧確保、環境保全の推進を目的とした森林関連の側面を統合し、環境への関心を高める。

． すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発を推進するための国際的な取り決め及びメカニズム

1 4 5． 森林に関する国際的な取り決めのために提案された参考用語は、以下の付属文書に整理された。

付属文書

森林に関する国際的な取り決め

I. 目 的

1. 森林に関する国際的な取り決めの主要目的は、すべての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発を促進し、この目的に沿って長期的な政治的介入を強化することである。このような国際的な取り決めの目的は、国際レベル、地域レベル、地球レベルで、森林に関する国際的合意にもとづいた活動を推進すること、首尾一貫した、透明度の高い、直接参加の包括的枠組を持った政策の実施、調整、進展に向けて努力すること、そして、リオ宣言、森林原則声明アジェンダ 21 の案 11 章や I P F および I F F プロセスの結果にもとづく基本的枠組の実行が挙げられる。実施にあたっては、法的拘束力をもつ森林関連の既存の手段との整合性を維持し、それを補足する。

森林に関する政府間フォーラム(I F F)

II. 基本的役割

2. 目的を達成するために、森林に関する国際的な取り決めは下記の役割を果たす。
 - (a) I P F および I F F の行動提案や他の活動を効率よく推進すること。これらの合意事項に含まれるのは、国家森林プログラムや森林に関連する他の統合された計画、資金調達の推進等の目的に向けた科学技術的資源の準備とルート作り、メカニズムの開発と促進、国際協カイニシアチブの確立などである。
 - (b) 政策進展や政府間の話し合い促進のためのフォーラム（討論会）を開催すること。このようなフォーラムには国際機関やアジェンダ 21 で特定された主要グループを含むその他の関係者の参加を得、S F Mに関する共通理解を深め、森林問題や優先分野について公平かつ包括的な討論を行う。
 - (c) 国際機関、地域機関、制度、機構間の森林関連の方針計画を調整し、援助国間の調整を含む協力体制を強化する。

- (d) 南北間や公共部門・民間部門間の協力関係およびセクター横断的な協力を含む国際協力関係を国家レベル、地域レベル、地球レベルで育てる。
- (e) 国家レベル、地域レベル、地球レベルの達成度を、政府・国際機関・制度・機構からの報告を通じてモニタリングし評価すること。こうした評価に基づき将来必要とされる活動を検討すること。
- (f) 国際的政府機関や地域機関、機構へ連絡をつける道筋という政府レベルの取り決めを通じて、すべての種類の森林の経営、保全、持続可能な開発に向けた政治的約束や行動に向けた話し合い、森林に関連した政策形成の促進を強化する。

III. 組 織

- 3. 目的を達成し、既に述べた役割を実行していくために、国連経済社会理事会(E C O S O C)および国連総会は、以下のことを行う。
 - (a) “国連森林フォーラム(U N F F)”という政府間組織を設置すること。
 - (b) 国連の関連機関の上級指導者、その他の国際機関、地域機関、制度の指導者の参加のもとに森林に関する共同体制を構築し、U N F Fの活動を支援し、参加者間の協力を推進し調整を行うこと。
 - (c) 5 年以内に、上記の 2 (e)項で述べた評価にもとづき、枠組みの範囲の要素を提案するために、すべての種類の森林の法的枠組策定を検討すること。このプロセスにより、将来合意される法的枠組を実施するための資金提供が促進される。また、このプロセスで、パラグラフ 8 で述べた、資金援助・技術移転・貿易のメカニズムの確立に関する専門家の提言を検討すること。
 - (d) I P FおよびI F Fのプロセスで提言したように、適切な財政支援および技術移転に向けた取組を進展させ、S F Mの実施を可能にすること。

IV. U N F Fの活動形態

- 4. U N F Fへは自由に参加でき、透明度の高い直接参加方式で運営されるべきである。地域経済統合機関、機構、制度を含めた国際機関や地域機関、ならびにアジェンダ 21 で特定した主要グループの参加を促進する。
- 5. U N F F 会合は毎年開催され、開催期間は 2 週間以内で、内容は次の通り。政府高官会議は要望に応じて 2 日～ 3 日間行われる。1 日は、森林関連の国際機関、地域機関、制度の指導者が参加して、政策に関する話し合いが行われる。こうした会議では、アジェンダ 21 で特定された主要グループの代表者が提出した資料を参考にし、また多方面の関係者を討論に参加させ彼らの意見を政策に反映させるべきである。

6. U N F F は、リオ宣言、森林原則声明、アジェンダ 21 の第 11 章および I P F / I F F 行動提案で示したエレメントに従って、長期にわたる計画を実行する。
7. 第 1 回会議で U N F F は作業の長期計画を採択し、I P F および I F F の行動提案実施に向けた行動計画（資金提供を含む）を策定する。
8. U N F F は、先進国や開発途上国からの専門家を含めた暫定的特別専門家会議の発足を提言する。この会議の目的は、専門家からの科学技術分野のアドバイス、財政問題や環境的に健全な技術の移転方法の検討、国際専門家会議のような政府主催のイニシアチブを促進することにある。

V. 行動を推進するための組織間の調整と協力

9. パラグラフ 3(b)で述べた協同パートナーシップは、I T F F のような非公式ハイレベル・グループを足場に構築され、U N F F の指導のもとで、経営組織への共同計画書や要望書の提出などを含む協同作業を推進し、援助国間の調整を促進する。こうしたパートナーシップのもとで、U N F F 宛に調整済資料や成果報告書が提出され、オープンで透明度の高い柔軟な手法で運営され、その有効性を定期的に見直す。

V I. 事務局

10. 小規模な事務局を設立して上記の作業を実施する。この事務局は、極めて有能なスタッフで構成され、国連の既定の規則と手続きを経て設置され、国際機関、地域機関、制度の各事務局から派遣されたスタッフにより組織は強化される。

VII. 財政支援

11. 取り決めに機能させるための資金は、国連の通常予算（既存の財源内）、協力体制に参加する各組織の財源、関連援助国から提供された超過予算財源でまかなわれる。資金形態は、国連の主導機関およびその他関連機関の主導機関が決定する。

VIII. 再検討

12. 森林に関する国際的な取り決めは、柔軟で新しい状況に常に適応できなくてはならない。そのため、本取り決めの有効性を 5 年ごとに見直すべきである。